



令和8年度 板橋区フリースクール等 利用料助成のご案内



板橋区HP
タップでも可



不登校児童・生徒の居場所を確保するため、フリースクール等の利用に要する費用の一部を助成し、保護者の経時的負担と不登校児童・生徒の社会的自立を支援します。

1

助成対象者（以下の要件を全て満たす児童・生徒の保護者）

「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金※」の交付決定を受けた方のうち、板橋区内に住所を有している不登校児童・生徒の保護者



※東京都フリースクール等に関連する支援事業HP

2

助成対象経費

- ◆ フリースクール等の利用料※
- ※ 入会金、施設維持費、教材費などの経費は対象外です。

3

助成額

- ◆ 児童・生徒1人につき、**1月当たり2万円（上限）※**
- ※ 保護者等が負担した利用料から、都助成金やその他の助成額を差し引いた金額が助成金額となります。
- （例）フリースクール利用料が3万円、都の助成金2万円の支給を受けている場合は、差額の1万円が板橋区からの助成額になります。

4

申請期間

- ◆ 申請期間は、以下のとおりです。期間ごとに申請できる時期が異なります。

助成対象利用料	受付開始日	申請期限
第1期（4～6月）分	8月10日	令和9年3月31日まで
第2期（7～9月）分	10月1日（予定）	
第3期（10～12月）分	1月4日（予定）	
第4期（1～3月）分	3月15日（予定）	

※受付開始後は、複数の利用対象期間分をまとめて申請することができます。
※受付開始については、板橋区HPをご確認ください。

5

申請・提出書類等

- ◆ 区助成金の交付申請は電子申請が可能です。電子申請フォームをご利用の上、提出書類等を添付してください。なお、必要に応じて郵送または窓口での申請も受け付けます（窓口の場合は予約制となります）。その他、詳細は区ホームページをご確認ください。



申請の流れについては裏面をご覧ください。





申請の流れ

1

東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の申請・交付決定※

東京都から交付決定を受けた方に「東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知書」が通知されます。

※板橋区の助成金の交付決定を受けるためには、事前に東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の交付決定を受けている必要があります。

2

板橋区へ交付申請

裏面の助成対象期間ごとに提出書類を用意して区へ申請します。

電子申請の場合は、提出書類を申請フォームに添付してください。

・第4期（1～3月）分は申請期間が他の期間と比べて短いため、ご注意ください。

・提出書類

- 板橋区フリースクール等利用料助成金交付申請書兼請求書（電子申請の場合は、申請フォームが同申請書の代わりとなります。）
- 東京都フリースクール等利用者支援事業助成金交付決定通知書の写し
- 領収書その他の助成対象経費の支払い状況が確認できる書類の写し
- その他必要書類（口座情報が確認できる書類、本人確認書類等、内容により必要書類が異なりますので、詳細は板橋区HPをご確認ください）

3

交付決定通知書の受領

区の審査後、交付決定となった方に対して、区から「板橋区フリースクール等利用料助成金交付決定通知書」を通知します。

4

助成金の受給

区から指定口座に助成金をお振込みいたします。



その他

区の交付決定通知書受領後に申請内容に変更があった際は、区へ「板橋区フリースクール等利用料助成金変更申請書兼請求書」をご提出ください。

提出・お問合せ

◆電子申請はこちらから



◆お問合せはこちらから



板橋区教育委員会事務局 教育総務課 多様な学び推進担当
〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所北館6階
電話：03-3579-2372